

平成29年6月定例会会議録

平成29年豊郷町議会6月定例会は、平成29年6月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏

産業振興課長	山田篤史
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長	秋尾一義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	山口昌和
書記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| 議第26号 | 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例） |
| 議第27号 | 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 議第28号 | 平成28年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 議第29号 | 平成28年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 議第30号 | 豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とすることにつき同意を求めることについて |
| 議第31号 | 豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第32号 | 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 |
| 議第33号 | 平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号） |
| 議第34号 | 平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第35号 | 平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第36号 | 平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第37号 | 平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議第38号 | 平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 選挙第3号 | 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について |
| 発議第2号 | 議員派遣の件 |

西澤清正議長 皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと早いですが、全員おそろい
です。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、平成29年6
月第2回豊郷町議会定例会を開会いたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。最初に、留意事項を説明い
たします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源
をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますよう、よ
ろしく願います。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、そのほか、議事
の妨害になる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしない
ようお願いいたします。なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴してい
ただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前田広幸君、6
番、北川和利君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの11日間としたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より15日までの11日間と決
しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、地方自治法の規定により、
平成29年2月分から4月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会
に提出されておりますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文
書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務報告を行います。議長公務としての報
告事項が提出されていますので、お手元に配付しているとおりは。ご了承願
います。

日程第5、諸般の報告として、委員会報告を行います。議会広報常任委員会
の報告を願います。

村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

西澤清正議長 村岸君。

村岸議会広報

常任委員長 おはようございます。それでは、議会広報常任委員会報告をいたします。

平成29年3月24日に、第1回目の議会広報常任委員会を開催し、第69号の発行日や記事の構成について検討を行いました。

4月4日に第2回の委員会を開催し、裏表紙の団体の検討や、一般質問原稿、委員会報告について校正を行いました。

4月14日に第3回の委員会を開催し、表紙の写真の検討や記事のレイアウトについて検討し、誤字・脱字のチェックなどを行いました。

4月25日に第4回の委員会を開催し、読みやすい記事になっているかチェックを行いました。

5月1日に第5回の委員会を開催し、写真の確認と、全てのページの最終チェックを行い、5月8日に再度確認を行い、5月12日に各戸宛てに配付をいたしました。

今回、お忙しい中寄稿をいただきました豊栄ファーム四十九院、豊郷町社会福祉協議会の皆様ご協力ありがとうございました。

以上で報告といたします。

西澤清正議長 ご苦労さまでございました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第6、議第26号専決処分につき承認を求めることについてから、日程第7、議第27号専決処分につき承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆様、おはようございます。提案説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本日、平成29年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本定例会には、専決承認案件2件、報告案件2件、同意案件1件、条例改正2件、平成29年度豊郷町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件及び平

成 29 年度豊郷町水道事業会計補正予算の計 13 件を提案させていただいております。どうか、慎重審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、議第 26 号及び議第 27 号の専決処分につき承認を求めることについてをご説明申し上げます。

議第 26 号、豊郷町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成 29 年 3 月 31 日に公布されました地方税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 26 号および 27 号）が 4 月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正したものであります。

今回の改正内容といたしましては、本則第 33 条、第 34 条の 9 につきましては、所得割の課税標準について、地方税法等の改正に伴う所要の改正でございます。第 48 条、第 50 条につきましては、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備によるものでございます。第 61 条、第 63 条の 2、第 63 条の 3、第 74 条の 2につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合の固定資産税の規定の整備によるものでございます。

附則第 8 条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期間を 3 年間延長するものでございます。附則第 10 条の 2につきましては、わがまち特例における特例率の引用条項のずれ及び新設に伴う所要の改正でございます。また、附則第 10 条の 3につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者が、全て申告について、地方税法等の改正に伴う所要の改正でございます。附則第 16 条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を 2 年延長するものでございます。附則第 16 条の 2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例規定の新設によるものでございます。附則第 16 条の 3につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の改正に伴う所用の改正でございます。附則第 17 条の 2については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を 3 年間延長するものでございます。附則第 20 条の 2 及び附則第 20 条の 3については、条約適用利子等及び適用配当等に係る個人住民税の課税の特例について、所要の規定の整備による改正でございます。

次に、議第 27 号、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が、平成29年3月31日に公布されましたことに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、第23条につきまして、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げに伴う所要の改正でございます。いずれも平成29年4月1日施行であることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

西澤清正議長　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

今村議員　はい。

西澤清正議長　今村議員。

今村議員　議第27号の、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決の部分ですけれども、過日の全協で5割軽減と2割軽減の規定が改められたということで、28年度所得からすると、5割軽減が199から204、プラス5世帯になる。2割軽減の方は1人減るという話なんですけれども、この枠が広がったということで、増えるのと減るとあるんですけども、この5割軽減の方で、増えた分で適用になった方というのは、204というのは、2割から5割の方に移行されたのが1人というふうに理解していいんですか。それと、あと4名というのは新規なのか、どういう世帯で、今回の改正でどういう感じで増えるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

税務課長　議長。

西澤清正議長　西山税務課長。

税務課長　おはようございます。今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

今ほど、国民健康保険税条例の改正に伴い、2割軽減の方が133世帯、5割軽減の方が204世帯という形になります。5割軽減の方は5世帯増えて2割軽減の方は1世帯減るという形なんですけど、この2割軽減の軽減世帯で1世帯減る方については、5割軽減の方にスライドするという形になります。残りの4世帯の部分に関しましても、2割軽減の方からも増えるという形になります。

以上です。

西澤清正議長　ほかにありませんか。

今村議員　はい。

西澤清正議長 今村さん。

今村議員 今の課長の、5割軽減の人は2割軽減からも増えるというお話だったんですけど、7割軽減から5割軽減に下がる人もいますか。この、増える5世帯の中で。その内訳を教えてください。実質的に軽減が下がるという可能性もある人もいますのかというので、ちょっと教えてください。

税務課長 議長。

西澤清正議長 西山課長。

税務課長 今村議員の質疑に対しまして、お答えさせていただきます。

7割軽減の方につきまして、5割軽減の方にスライドするという形はございません。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第26号専決処分につき承認を求めることについてから、議第27号専決処分につき承認を求めることについてまでを総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。よって、議第26号から議第27号までを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第8、議第28号平成28年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第9、議第29号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

町長より報告を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第28号平成28年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び議第29号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、一括してご説明申し上げます。

議第28号平成28年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。地方自治法第213条第1項の規定により、平成28年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の住基ネットワーク事業費55

万6,000円を平成29年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

議第29号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。地方自治法第213条第1項の規定により、平成28年度豊郷町下水道事業特別会計のうち、繰越計算書に記載の下水道建設事業費1,400万円を平成29年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

西澤清正議長 これでは報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第28号、また、議第29号の繰越明許につきまして、繰り越した事業内訳を。それぞれどういうのが繰り越しの事業枠になるのか、説明をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 皆さん、おはようございます。ただいまの今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

本年度の繰り越しの事業といたしましては、個人番号カードの発行に伴う、地方公共団体情報システム機構に支払う委託費用でございます。

以上でございます。

上下水道課長 議長。

西澤清正議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 おはようございます。今ほどの今村議員の質疑にお答えをいたします。

今回、繰り越しをさせていただきましたのは総合地震対策工事ということになります。そして工事の内容ですけれども、まず、場所については高野瀬の、以前ですとヤマダ電機があったところ、現在についてはドン・キホーテになっておりますが、それと佃団地の間の道路に埋設してある管についての工事になります。延長につきましては約107メートルの工事を予定しております。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第28号並びに29号について質疑をいたします。

これは教えていただければと思うんですが、前々からすごい気になっていたのですが、これ、平成28年度事業なんです。これを29年度に繰り越すと、今、6月議会なんですよね。出納閉鎖が5月だと思うんですが、これ、28年度事業ですから、これを29年度に繰越明許する、本来であれば3月議会で補正するというのが手続じゃないかと思うんですが、その手続について、これ、以前から気になっていたんですけど、説明をお願いしたいと思う。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 おはようございます。ただいまの鈴木議員のご質疑でございますが、今回の繰り越しをしました内容につきましては、3月議会の補正予算のときに繰り越すということで、別表と申しますか、表で示して表示をしているところでございますので、3月議会の補正で、今後繰り越しをしますということを記載をしているということでございます。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 今おっしゃるとおり、3月議会でこの部分補正に上がっているんですね。そのときに、つまり、補正に上げるということは、その時点ではまだこの事業の執行の見込みがあるということですよ。事業執行するという見込みがあるから補正に上げるわけですよ。その時点で、繰り越しですから、今年度分の事業執行が見込めないということで、来年度に繰り越すわけじゃないですか。その辺の見通しの問題なんですよ。3月議会で補正を組んで、この6月議会では繰越明許に上げるというのがどうなのかなという質問です。つまり、3月議会で事業の執行の見込みがなかったのかどうか。事業の執行の見込みがあるから補正に上げると思うんですよ。3月議会で補正に上げておいて6月で繰り越しだという手続きがどうなのかという質疑です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田課長。

総務課長 鈴木議員の再質疑にお答えをいたします。私の説明が悪いのかなと思いますが、3月補正においては、当初と申しますか、もともと見てある事業のうち、29年度に繰り越すという内容について、別表で掲載をしているということでございますので、3月補正で新たに補正をしたという事業ではございませんので、その辺、ご理解をいただきたいと思います。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

日程第10、議第30号豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第30号豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

豊郷町農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が農業委員会委員の過半数を占めないため、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等、または認定農業者等に準ずる者とするにつき、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。同意のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 質疑の前に、先ほどの繰越明許の扱いがどうなったのか、ちょっと、できれば。

議第30号の質疑を行います。全協でも説明がありました。過半を認定農業者で占めなければならないと、今回、そうならなかったということでこの議案が提案されているんですが。これまでの手続について少し説明をお願いしたいと。認定農業者が過半にならなかったと、その選考の過程というか、そこに至るまでの手続、つまり、今回から任命制になるわけですから、どういう形というか、方法で、この任命者、この候補者を選定をされてきたのか。その結果、認定者が過半に至らなかったということで議案が提案されていると思いますので、その経過の説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 おはようございます。鈴木議員の質疑にお答えいたします。

手続ということで、ことしの2月10日から3月9日まで、公募ということで募集の方をさせていただきました。その結果、14名の方の募集がありまして、認定農業者の方が7名と、認定農業者でない方7名の募集があったということです。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 全協でお願いしました、14名の方の資料をいただきましたけども、そうすると、あの14名の方々、例えば推薦とか、いろいろありましたよね。全協では推薦だけだったので、どこの推薦かを記入してほしいということで、いただきましたよね、そうすると、例えばAさんがA地区からの推薦になってたじゃないですか、それも公募なんですか。公募というのは少し違うと思うんですが。例えばA地区からの推薦で、A氏になったと、これも公募になるんですか。

私がお聞きしたかったのは、例えば、現在の農業委員会なり、それから町の方で選定もされて、その結果、例えばその方も含めて、公募の方も含めて14名にしかならなかったということじゃないかと私は認識してたんですが、今の説明だと、14名全部が公募ですか。もう一度。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

鈴木議員 単純に言えば、14名全員が公募なのかと。

産業振興課長 今回の募集につきましては、推薦および公募というふうになっておりまして、地域からの推薦もあれば、自分からの、自薦とする応募というふうに分かれて、個人と団体と、自分からの自薦の受付となっております。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 それはわかるんですが、私の質問は、2月から3月まで1カ月間公募をしたと、その14名全員が公募なんですか。公募というのは少し違うんじゃないかなと思ったんで、団体推薦で公募というのはあるんですか。その様式もよくわからないんですが、とりあえず14名全員が公募だというふうに認識をさせていただいてこと、ちょっとその点だけ。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 14名募集をして、推薦と自薦の受付、公募があった。今、いわゆる皆さん公募ということで間違いないかと思えます。

以上です。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 議長、12番。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 この農業委員会委員候補者一覧という中で、個人の推薦というのが、12番長谷川さんと、14番北田さんになっているんですけども、特に14番の北田さんは農業経験はなしという形で来ているんですけども、今回、この個人で、どういう理由で推薦をされたのか。どういう方たちが推薦されたのか、その推薦理由を説明してください。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

今回の農業委員会の法改正によりまして、農業委員会の委員の中に、1人は中立委員ということで、農業に従事していない方を入れなければならないという要件がありまして、そちらの要件がありますので、今回、14番目の北田さんが農業に従事していない方ということで推薦がされました。推薦内容につきましては個人からの推薦で、今回、公募がありました。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村さん、再質疑。

今村議員 今回から任命制になっているので、候補者の推薦過程というのがよくわからないんですけども、中立委員として個人が推薦するというんだったら、個人の推薦者の、やはり誰が推薦されたのか、名前は当然出すべきだと思うんですよ。わからないところで中立委員って、農業してない人も中に入ってほしいという、それで、1人そういう枠をつくったというのはわかるんですけど、そうやって候補者として上がってきて同意を求めるからには、議会に対しては、どういう人たちがどういう理由でこの人を推薦したんだというのが、はっきりと公開されなかったらわからないと思うんですよ、はっきり言って。その人が中立委員としてふさわしいかどうか。

これは、今までは公選制だったので、推薦で出てくれる人とか自分で選挙に立つ人もいましたから、そういう面では、農業に対して実際にやっておられるから、関心もあるから、いろいろな人たちが集まっていますから、それは

それで、そういう投票権のある人たちが入れるわけやから、それはそれでよかったんやけど、今回からはそうでないということは、より説明責任も要りますし、候補者として、ほんとうに、その人はどういう状況で選ばれてきているのかというのがみんなにわからなかったら、議会だけで決めるような問題ではないと思うんです。

だから、全協のときにはもっと、構成がどうして、若者とか女性も入ってほしいと言ってたけど、全部男性で占められているとか、若者がいないとか、いろいろありましたけど、この中立委員という形で農業していない人を1人入れるというのであれば、その人に対しては、こういう理由でこの人がふさわしいということ、個人で推薦されたんやったら、その推薦したのを、この人がふさわしいという、推薦者の推薦理由をここに、一緒に出していただかなかつたら、それを、ただ白紙委任で認めようっていう話ではないと思うんです。その辺で、誰が中立委員としてふさわしいということで、個人の方々がされたのか、その、ふさわしい理由をもう一度説明してください。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほどの中立委員さんの選考理由ということで、こちらの候補者一覧にも記載されておりますように、日栄の区長を3回歴任されておられますのと、地域の人望も厚いということで推薦の方をいただいております。

以上です。

今村議員 個人の名前を出してって言うてるの。

産業振興課長 すいません、言葉足らずでした。推薦、個人につきましては、推薦者は13番の方からの推薦を受けております。

以上です。

河合議員 議長。

西澤清正議長 河合議員。

河合議員 ちょっと課長、確認します。この14番の方が13番の方から推薦をもろてるということですね。この13番の方はずっと会長さんをなされている方ですよ。この中で、まだ、農業委員会は公職選挙法から町長諮問の指名にかわつたけども、まだこれ、発表前の中のお友達から、新たにこの人を推薦というのはいかがなものかと、わしは。わしは全協聞かなんで悪かったけども、14名しかおらなんだのか。あつたけども、この中の人、おまえはやめとけ、おまえはやめとけと言うてこの方に決めたのか。今課長がおっしゃったみたいに、

推薦は誰がや言うて、今、この13番の方がしたんでしょ。そうしたら13の方にせなあかんちゃうの、これ。これだけ地元の区長さんを3期も4期もした方が、地元で相談なしで出てきたのか。普通であれば、わしはこうこうしたいんやけども、こうしてもらえんかというのが筋ではないかなと、私個人は思うんやけど、今、課長の口から地元の厚い人望があるということだね、確かに人望はある方でしょう。ですが、この地元の区からの推薦は、ここには示されていない。今聞くと、この中の人選から推薦されたと、ちょっと私はおかしいんではないかなと。それで、今課長がおっしゃるように、公平で、一般の方の、1人入れなあかんと。私、この方は普通の人と違うと思いますよ。こういう仕事関係に携わっていた人ですよ。果たして公平性が保たれるのかなと。それであれば、農業はこの方は無関係かわかんけども、あらゆる視野で考えたら、ほんまの、全然無関係の方を私は推薦するべきではないかなと思いますけど、どうですか。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 河合議員の質疑にお答えいたします。

先ほど14名、募集が何人やったかということやったんですけども、おっしゃられるように、14名ちょうどの方の募集がございました。その中で、先ほど申し上げました最後の14番の方の推薦等につきまして、個人からの推薦があったということで、このまま受付させていただいたわけなんですけども、職業等についての要件、この農業委員さんにつきましての要件は特にございませんので、その点は問題ないかと思えます。

以上です。

西澤清正議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

村岸議員 議長。

西澤清正議長 村岸議員。

村岸議員 今回の農業委員の推薦によって、農業委員会は過半数が認定農家か法人とか、そういうのでなければならないという中において、今回、14名の応募で14名しかなかったと、その中でいったら、7名しか認定農業者がいなかったということで、過半数にいていないために、委員会の中の4分の1を適用してほしいということで議会の方に求められたと思えますけれども、これは今回だけのものか、それが次の回からも、もし、仮にこれが5名になった場合でも、4分の1以上になるので、それがまたそのようになっていくのか、そのときにはやはり、もう一度公募をやり直すとか、そういうことを考えているのか、ちょ

つとお聞かせ願います。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の質疑にお答えいたします。

今回の改選で過半数に達しなかった場合は、4分の1の認定農業者で占めて、議会の同意をいただくということで、もし、次の改選ですね、3年後の改選のときも過半数に達しなかったら、4分の1の、また同じように同意を得ることになると思います。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ほかにないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第30号、豊郷町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は、起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。よって、議第30号は原案どおり同意されました。

日程第11、議第31号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第31号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正から生じます引用の号ずれ改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第31号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに異議はありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって、議第31号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第12、議第32号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第32号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

平成28年11月の給与法改正により、平成29年4月に扶養手当支給額が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の補償基準額の加算額が改定されたことから、今回、豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第32号豊郷町消防団員等公務災害補償

条例の一部を改正する条例案について、総務産業建設常任委員会に付託したい
と思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。よって、議第32号を総務産業建設常任委員会に付託
することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第13、議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）か
ら、日程第18、議第38号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1
号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）及び議第34号
平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から、議
第38号平成29年度豊郷町水道事業特別会計補正予算（第1号）までの、各
会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第33号、平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）についてご説
明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,555万6,000円を
追加し、歳入歳出予算総額を38億8,755万6,000円とするものでござ
います。

歳入では、県支出金494万4,000円、寄附金49万9,000円、繰入
金6,861万3,000円、諸収入150万円を追加するものであります。

次に歳出では、衛生費503万8,000円、農林水産業費900万9,000
円、商工費55万1,000円、土木費237万7,000円、教育費7,026
万8,000円を追加し、議会費14万6,000円、総務費521万8,000
円、民生費632万3,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では款14県支出金、農業費補助金
について、経営体育成支援事業費補助金494万4,000円、款19諸収入、
総務費雑入について、一般コミュニティ助成事業150万円を増額するもの
であります。款17繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴いま
す歳入不足額926万6,000円を、財政調整基金から繰り入れにより一般財
源に充てるものであります。

豊栄のさと管理基金繰入金については、豊栄のさと駐車場拡張工事の財源対
応として、5,934万7,000円を豊栄のさと管理基金から繰り入れを行う

ものであります。

歳出では、款1議会費から款10教育費までの各目におけます、節2給料、節3職員手当等、節4共済費について、職員の異動等からの人事交流分の調整を行いまして、計上したものであります。款2総務費、目5、財産管理費において、庁舎冷暖房費の修繕料108万円を、目10、地域づくり推進事業費では一般コミュニティ助成事業補助金150万円を計上し、款6農林水産業費、目3農業振興費において、経営体育成支援融資主体型事業費補助金494万4,000円を、款8土木費、目1公営住宅管理費において、公営住宅街灯改修工事費149万1,000円を計上したところであります。また、款10教育費、項5社会教育費、目8豊栄のさと施設費におきまして、豊栄のさと駐車場拡張整備事業としまして、工事費5,876万7,000円及び管理委託料58万円を計上したものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議第34号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ325万円を減額し、歳入歳出予算総額を10億2,130万3,000円とするものでございます。歳入では繰入金325万円を減額するものであり、次に歳出では、総務費325万円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

議第35号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億75万3,000円とするものでございます。歳入では繰入金140万3,000円を追加するものであります。歳出では総務費139万7,000円、下水道事業費6,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。また、総務費における維持管理費の工事請負費で、下水道管敷設跡の舗装修繕工事費97万8,000円を増額の補正計上したものであります。

議第36号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万5,000円を追加し、

歳入歳出予算総額を6億4,429万4,000円とするものでございます。歳入では、繰入金26万5,000円を追加するものであります。歳出では総務費3万2,000円、地域支援事業費23万3,000円を追加するものであります。補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、職員手当等共済費について補正予算計上したものであります。

議第37号、平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ87万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6,083万2,000円とするものでございます。歳入では繰入金87万4,000円を減額するものであります。歳出では総務費87万4,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、職員の人事異動等からの人事交流分の調整を行い、給料、職員手当等、共済費について補正予算計上したものであります。

議第38号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は既定の収入、支出がそれぞれ401万3,000円を増額し、収入総額を2億1,121万8,000円、支出総額を2億4,669万3,000円とするものであります。収入の内訳では、営業外収益401万3,000円を増額し、支出内訳は営業費用401万3,000円を増額するものであります。第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員の給与費1,927万5,000円とし、第4条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を受け入れ、1,927万5,000円と定めるものであります。

以上、議第33号から議第38号まで一括して説明申し上げましたので、ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 まず、議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算につきまして、8ページの歳出のところで、総務費一般管理費の中で、8番報償費で22万9,000円、勤務活動費で増額補正されています。その内容を説明してください。また、その下の目5の財産管理費の中で、11番需用費の修繕料108

万円、これも内訳を説明してください。目10の地域づくり推進事業費の一般コミュニティ助成事業150万円、これはどういう内容で、どういうふうを実施されるのか説明してください。

続きまして12ページです。12ページの農林水産業費の中で、目3の農業振興費で経営体育成支援融資主体型事業費補助金、これは歳入の方でも出ていましたが、この494万4,000円というのはどういう補助金で、対象はどういうふうにして考えておられるのか、その内容について説明してください。

それから、次に13ページです。公営住宅管理費の中で、15番工事請負費149万1,000円、施設整備費ということで、公営住宅の工事請負費が上がっていますので、これも、施設整備費の内訳を説明してください。

それから、次は16ページになりますが、16ページに項5の社会教育費の中で、目8の豊栄のさと施設費、工事請負費が5,876万7,000円、施設整備費で上がっておりますが、この駐車場整備費の問題ですけれども、町は2月に、ここの地目、田、4,500平方メートルを2,027万2,500円で買収していますが、この工事請負予算に当たり、地目の変更とか、そういう手続はどうなっているのかという点と、全協で工事の日程とかの話も出ていましたけれども、あそこの、現況が田のところは、豊栄のさとの駐車場から落差が結構あるんですけれども、そのかさ上げする事業、1平米あたりどれぐらいの土砂が要るのか、経費はどのくらい概算しているのかという、一般的な見積もりでどのくらいかさ上げするのか、平米当たりの費用というのはどのくらいかかるのか、そういうのもちょっとわかっていると思いますので、説明をお願いいたします。これが一般会計の関係です。

続いて、議第34号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、5ページの歳入の一般会計繰入金のところ325万円、職員給与費等繰入金という形で325万円の減額になっていますが、この人事交流という関係も、先ほど町長から提案がありましたが、どういう中身で、この職員給与費等繰入金という形で大幅な減額なんですけど、どういう人事だったのか、ちょっと説明をしてください。

それから、議第35号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算につきましては、6ページの歳出の中で、一般管理費の節7の賃金の172万8,000円、臨時職員賃金ということで、ここで上がっておりますが、どういう臨時職員の雇用で、どういう中身なのか説明してください。そして、目2の維持管理費の中で工事請負費97万8,000円、維持補修費ということで上がっておりますが、この維持補修費の工事内容についても説明をお願いいたし

ます。

以上です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、議第33号の一般会計補正予算の8ページでございますが、総務費、総務管理費、一般管理費のうち報償費22万9,000円のご質疑でございますが、これにつきましては、バスと町長の公用車等の運転手さんの委託といえますか、嘱託職員でお願いしておりますが、この方に発生します、夜10時以降の時間外対応に相当する分を今回計上したものでございます。その金額が22万9,000円ということでございます。

それと、次の5の財産管理費、需用費の108万円でございますが、これにつきましては本庁舎の冷暖房機が故障しております。故障の原因を調査をいたしましたところ、真空タンクがありまして、そこで一旦、熱したものを冷やすとか、そういう装置がございますが、その真空タンクに穴があいているというのが調査の結果わかりました。それで、修繕するための金額ということで108万円が必要でございますので、今回補正計上をさせていただきました。

それと、続いてですけれども、議第34号の国民健康保険事業特別会計補正予算のうち、5ページのところで325万円の減額でございますが、これにつきましては、当初の予算におきましては、予算を計上しますときに、職員の配置、給与で予算措置を行っております。当然、本年4月の異動によりまして、職員の異動がございます。それで今回、その調整を行いましたところ、この予算書の7ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、それぞれ総括のところには給与が147万9,000円減額になりました。職員手当が100万7,000円減額になりましたということで一覧をつけてございますが、当然、担当する職員によって人件費が変わってきますので、今回、29年度の人事異動後に調整を行ったというものでございまして、特別会計へは一般会計から事務費という形で繰り出しを行っておりますので、今回、そういったことで300万円ほどの減額、325万円の減額ということになりましたので、繰入金についても減額措置を行うというものでございます。

企画振興課長 議長。

西澤清正議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番、今村議員のご質疑にお答えします。

8ページ、総務費、総務管理費、地域づくり推進事業費の負補交150万円

についてですが、これは日栄区に対する補助で、夏祭り用ステージとパソコン等に対する補助でございます。

以上です。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

12ページの農林水産業費、3農業振興費の負補交494万4,000円の補助金、どういう補助金かということと、内容につきましてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、国からの全額補助なんですけども、事業費に対する補助率10分の3の補助金でございます。補助事業につきましては、地域の担い手に対しまして、農業用機械を導入し、経営改善に取り組む場合に支援する補助金でございます。内訳といたしましては、雨降野ファームに300万円、そしてアグリ安食西の法人さんに194万4,000円の補助として、今回補正で上げさせていただいております。

以上です。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

13ページの工事請負費149万1,000円の施設整備費の中身についてのご質疑ございました。これにつきましては、豊郷町、3団地、3階建ての住宅がございまして、そのうち、レイクサイド花園の団地だけ、街灯が高圧の街灯という形についてございまして、住民の方に、入居者の方にこの分の電気代をご負担していただいていたんですけども、ここだけがすごく高くなるということで調べさせていただいたら、高圧の街灯であったということで、ほかの団地と同じような形の電気代の負担にするために、今回工事請負費を計上いたしまして、LED電球に取りかえるものでございます。

以上です。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

16ページ、豊栄のさと施設整備費の工事請負費でございます。5,876万7,000円につきましての内容でございますが、敷地4,505平米を約50センチかさ上げいたします。50センチというのは、北側の道路と比べますと、約1メートル近く段差がありますが、ここは橋をわたして、通路を設

けてつなげたいと思っております。これにつきましては、隣の農地の所有者及び耕作者に対して配慮いたしまして、農地より上げないという判断で、そういうふうな形で上げたいと思います。一応、工事内容につきましては三方を側溝でかためて、一方、農地と接するところはそのままにして、その畦畔と一緒に高さにしてつなげようと考えております。

以上でございます。

今村議員 地目は田で買うてはるけど。地目としては、工事に入る前には変更はなかったのですか。

社会教育課長 工事が終わってから、地目変更は考えております。

上下水道課長 議長。

西澤清正議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、6ページのところの7番の賃金のところでございます。この臨時職員につきましては、上下水道課に臨時職員が現在のところ1名おります。したがって、今までですと簡易水道事業の中でこの臨時職員さんの賃金というのを見ていただいております。しかしながら、今年度4月から簡易水道事業が統合されて水道事業に変わったといったことから、一般会計からの基準の繰り入れというのがなかなか難しいところがあります。そういったことで、当初予算では総務の中で、全体の経費として見ていただいたところでございます。しかしながら、現状を見ますと上下水道課に臨時職員さんが1名いるといったことから、やはり公営企業会計側の方で見る必要があるんじゃないかということで、今回、下水道事業の方に計上させていただいております。

もう1点、15番の工事請負費のところでございます。この維持補修費の97万8,000円につきましては、平成17年度に三ツ池地先の人孔修繕というのを実施させていただきました。その原因が、人孔が若干下がってきていたといったことからの修繕でございました。その点からしますと、幾分かの間をもちまして、実際に下がらない状態にあるかどうかというのを確認させていただいております。そういったことで、当初予算でも上げさせていただいたところではございますけれども、実際に今年度に入りまして設計の方を、再度設計をしていきますと、今年度、労務費等、また舗装の範囲等について再度検討した結果、設計費が増えたものでございます。そういったことで、今回補正に上げさせていただいております。

以上です。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）を予算決算常任委員会に、議第34号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第37号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に、議第35号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第38号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。よって、議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）を予算決算常任委員会に、議第34号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第37号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に、議第35号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第38号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。10時半に再開いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時31分 再開）

西澤清正議長 それでは、再開します。

日程第19、選挙第3号滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。この選挙は議会代表であった村西元副町長が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職されたことに伴い補充選挙を行うものであります。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、関係市町の議会議員並びに長及び副町長のうちから、各関係市町の議会において1人を選挙することとなっております。なお、町長につきましては滋賀県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長であるため、議会議員の中から1人を選挙することとなります。

選挙方法については、地方自治法第118条の規定により、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

西澤清正議長 ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中島政幸君、村岸善一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

西澤清正議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 配付漏れなしと認め、投票箱を点検いたします。立会人の方、よろしく願います。

(投票箱点検)

西澤清正議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

議員 (投票)

西澤清正議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。中島政幸君、村岸善一君、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

西澤清正議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数11、有効投票11票です。有効投票のうち、中島政幸君が8票、鈴木勉市君が3票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、中島政幸君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

事務局長 (議場開放)

西澤清正議長 ただいま、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中島政幸君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第20、発議第2号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第2号、議員派遣につきましては、議員が議会を代表し、一部や全員で研修会や会議に参加する場合には議会の議決が必要ですので、提案するものがあります。

お手元に配付の議員派遣のとおり実施したいと思います。ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるよう、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時39分 散会)